

A2 鎌ヶ谷市訪問型サービス サービスコード表

令和7年4月1日改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	1,176単位		1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			39単位			1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		1週に2回程度の場合	2,349単位		2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			77単位			1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		1週に2回を超える程度の場合	3,727単位		3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			123単位			1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	標準的な内容の訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合					
A2	2621	訪問型独自サービス23			所要時間45分以上の場合					
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		短時間の身体介護が中心である場合		220単位				
A2						163単位	163			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	12単位減算	−12	1月につき		
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割				1単位減算	−1	1日につき		
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ			1週に2回程度の場合	23単位減算	−23	1月につき		
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割				1単位減算	−1	1日につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ			1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	−37	1月につき		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割				1単位減算	−1	1日につき		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		1月当たりの回数を						

A2 鎌ヶ谷市生活支援サービス サービスコード表

令和7月4月1日改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位				
種類	項目											
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ/2	1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	1週に1回程度の場合	1,058単位		1,058	1月につき				
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ/2日割			32単位			1日につき				
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2		1週に2回程度の場合	2,114単位		2,114	1月につき				
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ/2日割			64単位			1日につき				
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ/2		1週に2回を超える程度の場合	3,354単位		3,354	1月につき				
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ/2日割			102単位			1日につき				
A2	2521	訪問型独自サービス/222	1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	所要時間20分以上45分未満の場合				1回につき				
A2	2631	訪問型独自サービス/223		所要時間45分以上の場合								
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ/2	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	10単位減算		1月につき				
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ/2日割				1単位減算		1日につき				
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ/2			1週に2回程度の場合	19単位減算		1月につき				
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ/2日割				1単位減算		1日につき				
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ/2		1週に2回を超える程度の場合	31単位減算		-31	1月につき				
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ/2日割			1単位減算			1日につき				
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/221		1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問サービスである場合		-3	1回につき				
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222			生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	-2					
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223										